

公衆衛生医師のある 1 日①

【30 歳代女性 技師（保健所勤務 3 年目）】

9:15	勤務開始	1 歳の子どもの保育園の送迎のため育児時間制度を利用しています。
9:30	市町と生活習慣病予防啓発の打ち合わせ	市主催の健康づくり市民講座の講師をするため、打ち合わせをします。
10:00	資料作成、準備	健康づくり市民講座に必要な資料作成
11:00	研修医指導	保健所研修中の研修医の指導をします。
12:00	昼休み(1時間)	ホッと一息。子育てのため夜は職場の親睦会に参加できないことが多いので、時々昼休みを利用して同僚とランチに行きます。
13:30	医療機関の立ち入り検査	他の職員と一緒に、立入検査に出かけます。 医療安全の公衆衛生学的視点から、指導、助言を行います。
15:30	庁舎に戻って報告作成	当日中に、本日の立ち入り検査の結果をまとめます。
16:30	勤務修了	子どもの保育園にお迎えに行きます。

子育て中で育児時間を利用しています。他の職員より勤務時間が短いため、勤務中は集中して段取り良く行うように心がけています。

※ 育児時間：女性職員が子を保育（哺乳、託児所への送り迎え等一般的世話）する場合、生後 1 年 9 か月まで 1 日 2 回各 45 分利用できる。なお、妻が子を保育できる状況にある場合を除き、男性職員にも認められる。